

2025年2月21日

各位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社 仙台銀行

「Web口座」におけるご利用規定の改定について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 坂爪 敏雄）では、2025年3月17日(月)より「Web口座規定」および「通帳レス口座規定」を改定いたしますので、お知らせいたします。

なお、この改定内容については、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されるものといたします。

今後もより一層のサービスの充実に努めてまいります。

記

1.主な改定内容

- (1) 「Web口座規定」および「通帳レス口座規定」を「Web口座規定」に統一いたします。
- (2) Web口座の適用範囲に「総合口座取引」を追加いたします。
- (3) Web口座から有通帳口座への切替えにあたっては、当行所定の手数料をいただきます。

2.改定日

2025年3月17日(月)

詳しくは、別添の「Web口座規定」をご確認ください。

以上

じもとグループは
SDGsに賛同しています本件に関する問合せ先
事務部事務管理課
電話 022-225-8240

じもと HOLDINGS



Web 口座規定

第1条 Web 口座（印鑑なし）

1. 「Web 口座（印鑑なし）」は、預金通帳の発行をいたしません。また、当行への印鑑の届出を行いません。
2. 「Web 口座（印鑑なし）」にかかる特約
 - (1) 取引明細は「仙台銀行アプリ」または「インターネットモバイルバンキング」により確認するものとします。
 - (2) お客さまが入出金取引明細表を必要とされる場合は、都度、当店にお申し出ください。なお、取引明細表発行にあたっては、当行が定める手数料が必要になります。
 - (3) 窓口における入出金取引は、次の場合に限りです。
 - ① 故障、システム障害等により ATM 等での取引ができない場合
 - ② ATM 等で取扱いできない取引をする場合
 - ③ その他当行が店舗窓口での取扱いが必要と認めた場合
 - (4) Web 口座における以下の取引は、窓口で所定の手続きを行なうこととします。
 - ① 法令等により印影を必要とする取引
 - ② 成年後見制度に関する届出書や代理人届の提出がある等、本人以外との取引を前提とする取引
 - ③ その他当行所定の取引（口座解約、帳票による口座振替依頼、氏名など届出事項の変更等）
 - (5) 前 (3) の場合において、窓口にて普通預金の入出金をするときは、当行所定の普通預金入金伝票もしくは普通預金払戻請求書に明記し、この預金口座のキャッシュカード、預金者本人を確認できる顔写真付き本人確認書類（運転免許証等）を提出してください。
 - (6) 前 (1) から (4) の場合のほか、預金規定等により通帳の提出や印鑑の届出が必要な取引を行う場合は、当該預金規定に定める通帳に代えて、当該預金のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる顔写真付き本人確認書類（運転免許証等）を当店の窓口へ提出してください。
3. 預金の預入等
 - (1) Web 口座への預入れは ATM 等からの現金の受入れ、為替による振込金の受入れ、端末を利用した当行に開設されている預金者ご本人名義の他の預金口座からの振替、その他当行所定の方法によるものとします。
 - (2) Web 口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。
4. 預金の払戻し
 - (1) Web 口座の預金の払戻しは、ATM 等からの現金払戻し、端末を利用した当行に開設されている預金者ご本人名義の他の預金口座への振替、当行に開設されているほ

かの預金者名義の口座宛または他行宛の振込、各種料金などの口座振替、その他当行所定の方法によるものとします。

- (2) Web 口座の預金を払戻す場合は、当行所定の手続きにしたがい、ATM 等から送信された暗証番号があらかじめ当行に届出られたものと一致した場合に限り取扱います。

5. Web 口座から有通帳口座への切替

Web 口座を有通帳口座へ切替えるときは、当該預金のキャッシュカード、ご印鑑および預金者本人を確認できる顔写真付き本人確認書類（運転免許証等）を当店の窓口へ提出してください。その場合、当行所定の手数料が必要となります。

6. 規定の準用

- (1) 本規定に特段の定めがない場合は、総合口座取引規定および普通預金規定を準用するものとします。
- (2) 本規定と総合口座取引規定および普通預金規定の内容が両立しない場合は、本規定が優先的に適用されるものとします。

第2条 Web 口座（印鑑あり）

1. 「Web 口座（印鑑あり）」は、預金通帳の発行をいたしません。

2. 「Web 口座（印鑑あり）」にかかる特約

- (1) 取引明細は「仙台銀行アプリ」または「インターネットモバイルバンキング」により確認するものとします。
- (2) お客さまが入出金取引明細表を必要とされる場合は、都度、当店にお申し出ください。なお、取引明細表発行にあたっては、当行が定める手数料が必要になります。
- (3) 窓口における入出金取引は、次の場合に限りです。
 - ① 故障、システム障害等により ATM 等での取引ができない場合
 - ② ATM 等で取扱いできない取引をする場合
 - ③ その他当行が店舗窓口での取扱いが必要と認めた場合
- (4) 前項の場合において、窓口にて普通預金の入出金をするときは、当行所定の普通預金入金伝票もしくは普通預金払戻請求書に明記し、この預金口座のキャッシュカード、預金者本人を確認できる当行所定の書類、および②、③の場合は届出印を提出してください。
- (5) 前 (1) から (3) の場合のほか、預金規定等により通帳の提出が必要な取引を行う場合は、当該預金規定に定める通帳に代えて、当該預金のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の書類を当店の窓口へ提出してください。

3. 預金の預入等

- (1) Web 口座への預入れは ATM 等からの現金の受入れ、為替による振込金の受入れ端末を利用した当行に開設されている預金者ご本人名義の他の預金口座からの振替、その他当行所定の方法によるものとします。

- (2) Web 口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. 預金の払戻し

- (1) Web 口座の預金の払戻しは、ATM 等からの現金払戻し、端末を利用した当行に開設されている預金者ご本人名義の他の預金口座への振替、当行に開設されているほかの預金者名義の口座宛または他行宛の振込、各種料金などの口座振替、その他当行所定の方法によるものとします。
- (2) Web 口座の預金を払戻す場合は、当行所定の手続きにしたがい、ATM 等から送信された暗証番号があらかじめ当行に届出られたものと一致した場合に限り取扱います。

5. Web 口座から有通帳口座への切替

Web 口座を有通帳口座へ切替えるときは、当該預金のキャッシュカード、お届け出印および預金者本人を確認できる顔写真付き本人確認書類（運転免許証等）を当店の窓口へ提出してください。その場合、当行所定の手数料が必要となります。

6. 規定の準用

- (1) 本規定に特段の定めがない場合は、総合口座取引規定および普通預金規定を準用するものとします。
- (2) 本規定と総合口座取引規定および普通預金規定の内容が両立しない場合は、本規定が優先的に適用されるものとします。

以上

